

連絡事項

○加算の算定要件の確認

- 加算を算定後、算定要件となっている対象利用者の割合や資格取得職員の割合等を定期的にご確認ください。
- 自主点検の結果、算定要件を満たさないことが確認できた場合は、速やかに「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を市にご提出ください。

○沼津市役所の苦情窓口

- 沼津市役所長寿福祉課の苦情窓口はこれまで基幹型地域包括支援センターでしたが、施設・指導係に変更となりました。重要事項説明書等に記載されている電話番号の修正をお願いします。

TEL : 055-934-4873

○市に届け出ているメールアドレスの変更

- 長寿福祉課では、市内事業所への情報提供をはじめとしたさまざまな連絡や通知をメールにて行っています。そのため、市へ届け出ているメールアドレスから変更したまま、市へ変更の連絡がない場合、大切な連絡や通知が届かなくなってしまいます。
- 事業所で使用しているメールアドレスが変更になった際は、長寿福祉課のメールアドレス宛にメールアドレスを変更した旨の連絡をください。専用の様式はありませんので、メール本文にそのまま要件をお書きください。

長寿福祉課メールアドレス : chouju@city.numazu.lg.jp

○FAX の番号の変更

- 介護保険課及び長寿福祉課で使用している FAX の番号が令和 6 年 10 月より変更になりました。FAX を送信する際はご注意ください。

FAX 番号 : 055-934-2594

○電子申請・届出システム

- 令和7年4月1日より電子申請・届出システムの受付を開始します。新規指定や指定更新等の書類が提出可能となりますので、ご希望の事業所はご活用ください。なお、メールや郵送、窓口での提出も引き続き受け付けております。システムに関する詳細につきましては、市のホームページをご確認ください。
- 沼津市ホームページ
市民のみなさんへ>介護保険、高齢者福祉>介護事業所等の指定申請等に
係る電子申請・届出システムについて